

神戸農村スタートアッププログラム運営業務 募集要領

1 趣旨

本市の農村地域の人口は減少傾向にあり、空家や耕作放棄地の発生が課題となっています。そのため、農村地域に新たな人を呼び込み、地域を維持・活性化していく取り組みが必要となっています。一方で、近年、農村地域への移住に関心を示す都市住民が増加しており、都市地域に近接した本市の農村地域のポテンシャルは高いといえます。

そこで、都市近郊に立地する特性を活かし、都市住民等が神戸の農村地域への訪問や交流から、農村地域での「暮らし」と「しごと」を学ぶ機会を提供し、農村地域の活性化をはかるために、農村地域での起業や就農、定住を希望する者を対象に、農業生産をはじめ、食品加工、飲食業などの里山資源を活用した多角的な経営やIT、デザイン等の他業種との連携をつくりながら新たな起業につなげる「神戸農村スタートアッププログラム」を運営する事業者を募集します。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

神戸農村スタートアッププログラム運営業務

(2) 業務の内容

別紙「神戸農村スタートアッププログラム 仕様書」のとおり。

(3) 委託業務期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託契約金額の上限

5,950,000 円（消費税・地方消費税含む）

3 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であることとします。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167 条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- (8) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

4 質問票の提出及び回答

(1) 提出方法

本企画提案募集に関して、質問がある場合は、「質問票（様式1号）」に必要事項を記載し、E-mail にて提出してください。

(2) 提出期限

令和7年5月9日（金）17時必着

(3) 提出先

「10 問い合わせ先」に同じ。

(4) 回答方法

受け付けた質問については、E-mailにて、随時回答いたします。

5 応募方法

(1) 提出方法

持参、郵送、もしくはe-mailにて提出してください。

(2) 提出期限

令和7年5月16日（金）17 時必着

(3) 提出先

「10 問い合わせ先」に同じ。

(4) 提出書類

①企画提案書提出書（様式2号）

②企画提案書（様式3号）

※指定項目以外は、任意、様式自由

③見積書（様式自由）

④参加資格確認書（様式4号）

⑤業務実績調書（様式5号）

⑥業務実施体制表（様式自由）

※指揮命令系統がわかり、業務の管理責任者が明示された資料を提出してください。

⑦運営責任者の経歴・従事業務調書（様式6号）

⑧その他補足資料（任意、様式自由）

6 選定方法及び結果の通知

(1) 審査会の開催

①実施日：令和7年5月下旬予定

(2) 選定方法

①審査会において、企画提案書の内容について評価基準に基づき審査を行い、本業務の受託者として最も適する認められた者を最優秀提案者として選定します。

②提案事業者が1社であった場合にも、審査会において審査を行い、評点が6割を最低条件として選定の可否を決定します。

②審査会では、別紙の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の合計点の平均が最も高い応募者を委託候補者とします。

③各委員の合計点の平均が最も高い応募者が複数あった場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い応募者を委託候補者とします。なお、すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定します。

- ・「企画内容」の各委員の合計点の平均
- ・「業務実施体制」の各委員の合計点の平均
- ・「業務実績」の各委員の合計点の平均

(3) 選定結果の通知

令和7年6月上旬を目途に、応募者全員に結果を通知します。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じられません。

7 契約の締結

「5(1) 審査会」において最優秀提案者と契約締結の協議を行います。(最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行います。) 契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結します。

8 事業者選定スケジュール

- (1) 質問票の提出期限：令和7年5月9日(金) 17時必着
- (2) 質問票への回答：随時回答
- (3) 企画提案書の提出期限：令和7年5月16日(金) 17時必着
- (4) 選定委員会：令和7年5月下旬予定
- (5) 選定結果通知：令和7年6月上旬予定
- (6) 契約締結：令和7年6月下旬予定

9 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合があります。
- (3) 提出された書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。
- (4) 提出された書類については、選定以外の目的には使用いたしません。
(ただし、情報公開条例に基づく公開を除く。)
- (5) 企画提案書の提出後に、選定委員会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式7号)」を「10 問い合わせ先」まで持参、郵送またはe-mailにて提出してください。

10 問い合わせ先

一般財団法人 神戸農政公社 仲村、中野

住所：〒651-2204 神戸市西区押部谷町高和1557-1

電話：078-991-1557（平日9時～17時）

F A X：078-991-3915

E-mail：satoyama@kobnoseikosha.or.jp

(別紙)

評価項目	評価基準	配点
企画提案 内容	(受講者の確保) ・受講者を集める人脈やノウハウがあるか。 ・受講料をとれるクオリティがあるか。	10 点
	(地域連携プログラム) ・地域施設を活用しているか。 ・地域住民との連携が示されているか。	15 点
	(起業家育成プログラム) ・多様な業種（6次産業化、農商工連携、IT、デザイン、観光など）を学ぶことができるか。	15 点
	(事務局機能) ・受講者からの相談等に機動的に対応できるか。 ・市や地域住民と連絡調整が密にできるか。	10 点
	(フォローアップ) ・スクール修了後のサポートにつながる専門員や関係機関とのネットワークを有しているか。	10 点
業務実施 体制	管理責任者やスタッフが十分に配置されているか。	10 点
	地域住民や多様な業種との連携が見込めるか。	10 点
業務実績	十分な経験と実績を有しているか。	10 点
地元企業	本店や支店、営業所、活動拠点を市内に有しているか。	10 点
合計		100 点

